

## 泉佐野市高校入学準備金給付制度試行要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、将来の夢を見据えながら真摯に学習等に取り組んでいる泉佐野市立中学校3年生の生徒の高校進学時に要する費用の一部を給付し、経済的負担を軽減することにより、次世代を担う人材の育成に寄与することを目的とした「泉佐野市高校入学準備金給付制度」の試行について、必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 高校 学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)に規定する高等学校(特別支援学校の高等部を含む。)、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、専修学校の高等課程、専門学校(専修学校の専門課程を含む。)をいう。
- (2) 対象生徒 泉佐野市立中学校3年生の生徒であって、高校進学を目指している者をいう。
- (3) 対象保護者 対象生徒を現に保護している者として、対象生徒が現に在籍する市立中学校に届け出している者をいう。
- (4) 成績評定平均値 対象生徒の1学期の9教科(国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、英語)の成績評定の合計値を9で除した値(小数第二位以下切り捨て)をいう。

### (入学準備金の額)

第3条 泉佐野市高校入学準備金(以下「入学準備金」という。)の額は対象生徒1人につき10万円とし、その総額は500万円以内とする。

### (申請資格)

第4条 入学準備金の給付申請は、次条の教育委員会が定める期間の初日において、対象保護者及び対象生徒の申請に関する要件をすべて満たす場合に限り、その対象保護者が行うことができる。

- (1) 対象保護者及び対象生徒が本市に住所を有する世帯主の世帯に属していること。
- (2) 対象保護者及び対象生徒が属する世帯の世帯員全員が、納付期限の到来している市税を完納していること。
- (3) 対象保護者及び対象生徒が属する世帯が、生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)に基づく教育扶助を受けていないこと。
- (4) 成績評定平均値が3.0以上であること。

### (申請)

第5条 入学準備金の給付を受けようとする対象保護者は、教育委員会が定める期間に、次の各号に掲げる書類を教育委員会に郵送(受付期間末日の消印のあるものは有効)にて申請しなければならない。

- (1) 泉佐野市高校入学準備金給付申請書(様式第1号) 1部
- (2) 成績評定平均値申告書(様式第2号) 1部
- (3) 対象生徒の活動実績申告書(様式第3号) 1部

### (給付決定及び通知)

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、第4条各号に定める申請資格及び前条各号の申請書類を審査の上、第3条に定める入学準備金の総額の範囲において給付の可

否を決定し、その結果を泉佐野市高校入学準備金給付申請審査結果通知書（様式第4号）により、郵送にて通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の給付の可否を決定するに当たり、原則として、次の各号に定める決定区分を設定するものとする。

(1) 入学準備金の給付を受けようとする対象保護者が属する世帯の世帯員全員の総所得（申請年度の前年所得）を考慮しない決定区分 20以内

(2) 入学準備金の給付を受けようとする対象保護者が属する世帯の世帯員総全員の総所得（申請年度の前年所得）を考慮する決定区分 30以内

(給付請求)

第7条 前条の入学準備金の給付決定を受けた者は、教育委員会が定める期日までに、泉佐野市高校入学準備金給付請求書（様式第5号）を教育委員会に郵送（当該期日の消印のあるものは有効）にて給付請求しなければならない。

(給付)

第8条 教育委員会は、前条に規定する給付請求があったときは、当該請求があった日の属する年度の末日までに、口座振替の方法により給付するものとする。

(受給者の報告)

第9条 入学準備金の給付を受けた者（以下「受給者」という。）は、次の各号に掲げる書類を当該各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号で定める期限までに教育委員会に郵送（当該期日の消印のあるものに限る）にて提出しなければならない。

(1) 対象生徒が入学した高校の在学証明書（原本）1部 入学日の属する月の末日

(2) 対象生徒が卒業した高校の卒業証明書（原本）及び修了報告書（様式第6号）各1部 卒業日の属する月の翌月の末日

(給付決定の取消し及び返還)

第10条 教育委員会は、虚偽の申請その他不正な手段により入学準備金の給付決定を受けたことが判明したときは、当該給付の決定を取り消し、既に入学準備金を給付しているときは、その全額を返還させることができる。

2 受給者が、第9条に定める報告を履行しないときは、教育委員会は、当該受給者に対して、既に給付した入学準備金全額の返還を請求しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

(附則)

この要綱は、平成30年11月2日から施行する。